

議案第 113 号

燕市奨学金等貸与条例の一部改正について

燕市奨学金等貸与条例（平成18年燕市条例第82号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市奨学金等貸与条例の一部を改正する条例

燕市奨学金等貸与条例(平成18年燕市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号エからカまでを次のように改める。

エ 高等専門学校

オ 大学(短期大学を含む。以下同じ。)

カ 大学院

第3条第2号中「保護者等」を「奨学生又は保護者等」に改め、同条第5号中「大学若しくは短期大学の学生又は専修学校の生徒」を「大学、大学院若しくは専修学校の学生又は生徒」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

奨学金の額は、別表に定めるとおりとする。

第7条第2項ただし書中「その限りではない」を「この限りでない」に改める。

第10条第3号中「保護者等」を「奨学生及び保護者等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)

学校等の種別	奨学金の貸与月額の上限
高等学校	25,000円
中等教育学校	
特別支援学校	
高等専門学校	30,000円
大学	40,000円
大学院	
専修学校	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の燕市奨学金等貸与条例(以下「新条例」という。)を施行するために必要な奨学金等の貸与の申請その他の準備行為は、新条例の施行の日前においても行うことができる。